

## 中京圏における福島県 PR 事業 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、「中京圏における福島県 PR 事業」において、公募型企画プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

### 1 事業の目的

東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故から 15 年が経過したが、中京圏においては、本県との地理的な距離もあり、他地域（関東や東北近隣）に比べて本県の正確な情報や県産品の魅力が十分に届いていないという、認知度の低さが大きな課題となっている。

本事業は、中京圏において、福島県の魅力及び本県産品の安全性、美味しさを多角的に発信することで、震災以降の風評被害の払拭と福島県産品の認知度向上を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

- (1) 業務名  
中京圏における福島県 PR 事業
- (2) 業務内容  
別紙「中京圏における福島県 PR 事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間  
委託契約締結の日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日（月）まで
- (4) 委託契約上限額  
1 2, 5 2 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）

### 3 プロポーザルに係る事項

- (1) プロポーザル参加の要件
  - ア 地方自治法施行令第167 条の4 の規定に該当しないこと。
  - イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
  - ウ 会社更生法（平成14 年法律第154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41 条第1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33 条第1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる

者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどした者。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## (2) 様式等の入手方法

様式等については、福島県名古屋事務所のホームページからダウンロードして入手してください。

## 4 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年4月23日（木）
質問書の受付期限	令和8年4月28日（火）17時まで
質問への回答	令和8年5月8日（金）
参加表明書提出期限	令和8年5月11日（月）17時まで
企画提案書等提出期限	令和8年5月15日（金）17時まで
審査	令和8年5月20日（水）
審査結果通知	令和8年5月21日（木）を予定

## 5 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

### (1) 受付期限

令和8年4月28日（火）17時まで

### (2) 提出方法

「質問書」（様式第1号）を提出期限までに福島県名古屋事務所へ電子メールにより

提出してください。※提出先は11参照（以下すべて同じ。）

電子メールの件名は「中京圏における福島県PR事業に関する質問」とし、電話にて送付した旨お知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年5月8日（金）正午ごろ、福島県名古屋事務所のホームページで公表します。（個別の回答は行いません。）

## 6 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」（様式第2号）を提出期限までに下記により提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

受領後、参加資格等不備がない場合は参加表明書に記載の電子メールの宛先へ確認結果を通知いたします。

(1) 提出期限

令和8年5月11日（月）17時まで

(2) 提出方法

福島県名古屋事務所へ電子メールにより提出してください。電子メールの件名は「中京圏における福島県PR事業業務委託公募型プロポーザル参加表明書の提出」とし、電話にて送信した旨お知らせください。

## 7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」（様式第2号）の提出を行った上で、企画提案書等を提出期限内に提出してください。

(1) 提出期限

令和8年5月15日（金）17時まで

(2) 提出方法

福島県名古屋事務所へ電子メール、郵送又は持参

(3) 提出すべき書類

- ①企画提案書及び工程表（様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。）
- ②類似業務の受注実績一覧
- ③事業経費積算書（様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。）
- ④その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ⑤会社概要（様式第3号）
- ⑥業務実施体制書（様式第4号）
- ⑦定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）

⑧法人登記簿の写し（申請受付日の3カ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

⑨暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

（4）提出部数（郵送または持参の場合）

①～⑥・・・4部（正本1部、副本3部）、⑦～⑨・・・1部（正本1部）

## 8 企画提案書の内容

別紙「仕様書」に基づき、次の事項に注意して作成してください。

（1）仕様書に記載している各業務を円滑に着手して遂行できる具体的な提案を行うこと。

（2）仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的な提案を行うこと。

また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

## 9 留意事項

（1）失格又は無効となる場合

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 募集要項等で示す条件に違反した場合

イ 虚偽の内容の記載がされている場合

ウ 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

エ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

オ 本募集要領に違反すると認められる場合

カ その他、実行委員会が予め指示した事項に違反した場合

（2）複数提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

（3）辞退

参加表明書（様式第2号）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

（4）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

（5）その他

ア 参加者は、参加表明書（様式第2号）の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

さらに、提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

## 10 プロポーザルの審査に関する事項

### (1) 審査方法

プロポーザルにより各者から提出された企画提案書について、当実行委員会は書面審査を行い、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約候補者）を決定します。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合、総得点数が6割以上であることを業務委託者選定の条件とします。

また、総得点が同点となった場合、審査委員会による協議の上、業務委託予定者を決定します。

本プロポーザルは説明会を実施しないため、本募集要領や仕様書を確認のうえ参加してください。（審査基準は下記参照）

#### 【審査基準】

審査項目	評価基準	配点
業務遂行能力		
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	10
スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画であるか。	10
業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績や特筆すべき業務成果があるか。	5
企画提案内容		
業務理解度	・本事業の趣旨を十分理解し、本県の魅力発信に繋がる内容となっているか。	20
企画力	・市町村や関係事業者との連携を図る内容となっているか。	20
	・仕様書に定めた各業務を連携させ、相乗効果を発揮するような事業展開となっているか。	20
独創性	・独創的な工夫はあるか	10
業務経費	・業務経費は適正であるか。	5
合 計		100

#### 【業務委託予定者の選定】

- ・各審査委員が評価点の合計得点を算出します。
- ・審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。
- ・各審査委員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。辞退等あった場合は、次点の者を業務委託予定者とします。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合、総得点率が6割以上であることを業務委託者選定の条件とします。

(2) 審査結果通知等

ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

イ 選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

ウ 上記イに係る回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。なお、回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

(3) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

また、契約後に企画提案書に基づく履行が確認できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象となります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、上記の協議結果を踏まえた仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託費の上限価格を超えないものとします。

ウ その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、または契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった候補者と協議します。

## 11 問合せ先及び各種書類の提出先

〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄4丁目1-1 中日ビル5階

福島県名古屋事務所 担当：武田

電話：052-251-0368 FAX：052-251-6094

E-Mail：[nagoya.jimusho@pref.fukushima.lg.jp](mailto:nagoya.jimusho@pref.fukushima.lg.jp)